

●香川県告示第350号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第3項において準用する同法第5条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

大阪府大阪市西区阿波座1丁目3番15号

神島化学工業株式会社 代表取締役社長 池田 和夫

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊市詫間町香田80番地

神島化学工業株式会社詫間工場

(3) 変更しようとする事項の内容

特定施設に関する事項（使用方法の変更）

種 類	無機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設			
能 力	250m ³ /時 2基			
工 期 等	工事着手予定年月日	新規特定施設設置後		
	工事完成予定年月日	工事着手後直ちに		
	使用開始予定年月日	工事完成後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続使用			
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大	
	水素イオン濃度	6.0~8.5	6.0~8.5	
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2.5	4.0	
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2.5	4.0	
	浮遊物質 (mg/L)	10	40	
	窒素含有量 (mg/L)	3	50	
排出される汚水等の量 (m ³ /日・基)	(変更前)	4,600	(変更前)	4,800
	(変更後)	5,500	(変更後)	5,700

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	排 水 口 No.1・No.23		
排出水の汚染状態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	2.5	4.0
	化学的酸素要求量 (mg/L)	2.5	4.0

浮遊物質量	(mg/L)	5	20
窒素含有量	(mg/L)	3	50
りん含有量	(mg/L)	0.1	0.5
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/L)	3	50
排出水の量	(m ³ /日)	33,911	37,411

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和2年11月13日から同年12月4日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三豊市市民環境部環境衛生課